

財 関 第 1156 号
平成 22 年 10 月 29 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 柴生田 敦夫

税関官署の開庁時間についての一部改正について

税関官署の開庁時間について（平成 20 年 3 月 31 日財関第 348 号）の一部を下記のとおり改正し、平成 22 年 10 月 31 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

税関官署の開庁時間について（平成 20 年 3 月 31 日財関第 348 号）の一部を次のように改正する。

東京税関における税関官署の開庁時間についてを別紙のように改める。